田村市商品券販売型及び付与型事業企画・運営業務

公募型プロポーザル実施要領

令和５年５月
福島県田村市

１　趣旨

本業務は、プレミアム付商品券の発行により、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰等の影響を受けている市民生活の支援及び地域経済の活性化を図り、子育て世帯向けには商品券を配付し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的としている。

この実施要領は、委託業務の内容を総合的に評価し、最も適格と判断される受託業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

２　委託業務の概要

（１）業務の名称

田村市商品券販売型・付与型事業企画・運営業務

（２）業務の内容

別添「田村市商品券販売型・付与型事業企画・運営業務仕様書（以下「仕様書」という）」のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和６年３月２２日（金）まで

（４）提案上限額

１０４，７７４，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）ﾌﾟﾚﾐｱﾑ分及び付与型商品券代金分　８６，６３０，０００円（不課税）

企画・運営分　１８，１４４，０００円(消費税及び地方消費税を含む)

※商品券代金分86,630,000円（不課税）は固定とし、企画・運営分との総額を計上すること。

３　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。

(3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。

(5) 入札参加資格制限期間中の者でないこと。

(6) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

４　実施スケジュール

本プロポーザルの公募から契約までのスケジュールは、次のとおりとする。

項　目	日　程
公募型プロポーザル実施広告	令和５年５月２６日（金）
質問受付期限	令和５年６月　２日（金）午後５時まで
質問事項への回答（公表）	令和５年６月　７日（水）
参加申込書の提出期限	令和５年６月　９日（金）午後５時まで
企画提案書の提出期限	令和５年６月１６日（金）午後４時まで
審査(プレゼンテーション審査)	令和５年６月２２日（木）［予定］
選定結果の通知	令和５年６月２７日（火）［予定］
契約の締結	令和５年７月上旬［予定］

５　質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和５年６月２日（金）午後５時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第１号）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。その際、電子メールの件名の先頭に「田村市商品券販売型・付与型事業企画・運営業務」と記載すること。

(3) 質問に対する回答

令和５年６月７日（水）

回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、田村市ホームページに掲載する。

(4) 注意事項

質問の内容は、実施要領及び仕様に関することに限る。審査に関することや他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要ない質問には、回答しない。

６　参加申込書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記に掲げる書類を提出すること。

ア　参加申込書（様式第２号）

イ　会社概要書（様式第３号）

※履歴事項全部証明書（発行３か月以内のもの、写し可）を添付

ウ　決算書（直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書）

エ　消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できる書類（納税証明書様式その３の３）

オ　所在市町村が発行する令和４年度分の納税証明書

(2) 提出部数

各１部

(3) 提出期限

令和５年６月９日（金）午後５時（必着）

(4) 提出先及び提出方法

ア　提出先

〒963-4393　福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

田村市役所 産業部 商工課 商工振興係

イ　提出方法

持参または簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。なお、持参する場合は、開庁日の午前９時から午後５時までの時間帯とする。

7　企画提案書の提出

(1) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は次表のとおりです。

No	様式番号	提出書類の名称	提出部数
1	様式第４号	企画提案書表紙	正本１部 副本６部 あわせて、電子媒体（PDF形式）を電子メールで提出
2	任意様式	企画提案書	
3	様式第５号	業務実績調書	
4	様式第６号	参考見積書	
5	任意様式	積算内訳書	

※両面印刷の場合は、長辺とじにしてください。

※電子媒体（PDF形式）の提出は、ＣＤ-Ｒ又はＤＶＤ-Ｒでの提出も可とします。ファイルはウイルスチェック等セキュリティ対策を講じてください。

ア　提出書類は、№1～5を順番に綴じたものを作成し、企画提案書表紙に社印を押した原本を１部、副本を６部としてください。また、№2企画提案書は電子媒体（PDF形式）も併せて提出してください。

イ　確実に実現できる範囲を提案見積上限額の範囲で記載してください。

(2) 企画提案書の構成

仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案してください。

ア	企画概要	・業務目的を勘案し、コンセプト等について記載
イ	企画内容	・委託業務仕様書（業務内容）に基づき、管理運営の具体的な内容等について記載すること。 ○商品券の作成について 　商品券の名称、デザイン、規格、偽造防止策等について、具体的かつ詳細に記載すること。 ○商品券の販売について 　商品券の販売方法（事前申込方法、周知方法、引換販売方法等）について、具体的かつ詳細に記載すること。

		○商品券の発送について 　付与型商品券の発送方法について、具体的かつ詳細に記載すること。 ○取扱店舗への対応について 　参加店舗の募集、審査、サポートの方法について、具体的かつ詳細に記載すること。 ○商品券の換金について 　換金の方法について、具体的かつ詳細に記載すること。 ○データ等の管理について 　個人情報や商品券、売上金の管理方法について、具体的かつ詳細に記載すること。 ※その他、提案者からの独自提案（特筆すべき事項）がある場合具体的に記載すること。
ウ	実施体制	・企画提案を遂行する業務実施体制（人員配置を含む。）について記載すること。
エ	工程表	・全体スケジュール及び業務の進行管理について記載すること。

(3) 提出期限

令和５年６月１６日（金）午後４時（必着）

(4) 提出方法

持参または簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。なお、持参する場合は、開庁日の午前９時から午後５時（最終日は午後４時）までの時間帯とする。

(5) 提出先

〒963-4393　福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

田村市役所 産業部 商工課 商工振興係

電子メール：shoko@city.tamura.lg.jp

８．企画提案にあたっての留意事項

(1) 受付後の追加及び修正は原則認めません。

(2) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。なお、提出期限までに提案書類又は辞退届のいずれの提出もない場合は、棄権とみなします。

(3) 提出された企画提案書が次に該当するときは無効となる場合があります。

ア　虚偽の内容が記載されているもの

イ　提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

９．プレゼンテーション

(1) 実施月日　　令和５年６月２２日（木）予定

(2) 実施場所　　田村市役所　３階　３０１会議室

(3) 実施時間　　１社につきプレゼンテーション２０分以内、その後、質疑応答１５分程度の時間を設ける。

(4) 注意事項　　企画提案書に基づいて説明することとし、追加資料（スライドを含む）の使用及び配布は認めない。なお、プロジェクターを使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。

10. 審査方法及び結果通知

(1) 審査体制

田村市が設置する「田村市商品券販売型・付与型事業企画・運営業務プロポーザル審査委員会」で定めた評価基準に沿って審査し、審査委員の合計点が最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。ただし、最高得点が複数ある場合は、委員長を除く審査委員の多数決により決定する。

(2) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に評価するものとし、参加事業者が１者の場合でもこの方法により審査する。審査の結果、審査合計点数が基準点に満たない場合は、選定しない。

(3) 審査基準

別紙「評価基準」のとおり

(4) 審査結果通知

選定結果は、審査終了後速やかにすべての提案者に書面で通知する。

なお、選考の理由、経過及び結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じないものとする。

11. 契約の手続き

(1) 仕様の調整

最優秀提案者に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に協議し、仕様内容の調整を行う。

(2) 契約の締結

最優秀提案者は、市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合に委託業者として決定し、契約を締結するものとする。ただし、合意に達しなかった場合には次点者と協議を行う。

12. その他留意事項

(1) 無効となる提案書

ア　虚偽の内容が記載されているもの。

イ　審査の公平性を害する行為があったもの。

ウ　実施要領に定める手続き及び内容を遵守しないもの。

(2) 提案書の取扱い

ア　企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

イ　提出された書類等は返却しない。なお、提出された書類は、審査に必要な範囲で複製する場合がある。

13. 問合せ及び送付先

田村市産業部商工課　商工振興係（担当：石井、琴田）

〒963-4393　福島県田村市船引町船引字畑添７６番地２

電話 0247-82-6677　FAX 0247-81-1210　E-mail shoko@city.tamura.lg.jp

（別紙）

評　価　基　準

項目	評価事項	詳　細	配点
業務遂行能力 (15点)	業務実施体制	仕様書に定められた業務を、安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる組織体制、管理体制となっているか。	10
	業務実績	本業務を円滑に遂行するに足る類似業務の履行実績を有しているか。	5
商品券事業の運営 (65点)	商品券の作成	仕様を満たす商品券の内容となっているか。 商品券の名称や商品券及び封筒のデザインは、インパクトのあるものとなっているか。	10
	商品券の販売	利用者の利便性に配慮した効果的な販売方法となっているか。	10
	付与型商品券の発送	安全かつ確実に発送できる体制であり、セキュリティ対策を講じているか。	5
	取扱店舗への対応	店舗募集の具体的な方法が示されており、参加店舗数（目標350店舗）の確保が見込まれる提案となっているか。	10
	商品券の換金	取扱店舗の負担が少ない方法であり、効果的な提案となっているか。	10
	データ等管理	個人情報や商品券の管理について、十分なセキュリティ対策が提案されているか。	5
	問い合わせへの対応	利用者や取扱店舗からの問合せに対応できる体制が提案されているか。	5
	業務スケジュール	業務を着実に進められるスケジュールであるか。	10
地域貢献 (15点)	市内事業者との連携	市内の事業者への発注または連携が図られた提案となっているか。 具体的かつ現実的な連携となっているか。	15
見積評価 (5 点)	業務経費	事務費の見積金額は妥当であるか。	5